

研究会

公共サービスと協同労働

～自治体との新しい関係づくりを目指して

1. この研究会の目的

日本の労働者協同組合運動は、失業対策事業の終息に伴う労働者の自立的な仕事おこしの運動として出発したという経緯があり、当初から自治体との契約に基づく委託事業を数多く行ってきた。これらの仕事は当初は高齢者・失業者の就労確保という名目で随意契約等安定的に行うことが出来る条件もあり、20年以上継続してきた物件もある。

しかし、ここ数年、契約条件の切り下げが相次いでおり、場合によっては継続が出来なくなる仕事も増えている。この理由としては、自治体がほとんどの委託業務に対し委託単価・仕様等を減らしている業者選定(入札・見積合わせ)をより競争的にすることで、落札するためにより安い単価を受け入れざるを得なくなっている、ことが挙げられる。この傾向は、早い時期から委託化が進んだ公園・道路・建物の清掃等の事業で顕著である。これらは、行政コストの削減、入札手続の透明・公正化といった文脈で語られるが、ことはそう簡単ではない。つまり、先に挙げた清掃等の自治体に対する「役務提供」業務は、おおむね労働集約的な仕事であり、単価の大幅な減額はそこで働く人の労働条件に直接大きな影響を与え、落札できなければ即失業という不安定就労層を生み出すこととなる。また、そのような労働条件の切り下げや流動化が続くと、結果と

して仕事の質が低下していくことは想像に難くない。

一方、この5～10年ほどの間に、それまでは市場化には馴染まず委託を行わない「聖域」とされてきた、医療、教育、福祉等の周辺業務(福祉においては中心業務も)が、サービスの効率化や住民ニーズの多様化を理由に委託化や公設民営化を進めるようになってきた。その流れの中で労働者協同組合もまず都立病院や福祉施設・養護学校などの給食事業、次いでホームヘルパー養成講座・介護保険に伴う認定調査・通所介護・生きがい支援型デイサービスなどの高齢者福祉事業、さらに近年では保育園・児童館・学童クラブ・子育て広場等の子育て関連事業を受託するようになった。

これら新しい委託(民営化)分野の中でも、保育や高齢者福祉では従来の入札によらない企画提案型(プロポーザル)による選定も増えている。最近の報道では、首都圏の8割の市・区長が事務や施設管理の民間委託を重視しており、同様に8割が新たな委託や委託内容の拡大を考えている。さらに5年後には1,000億円の委託規模になるとの予測もある(日本経済新聞2003年12月4日朝刊)。もはや、自治体が業務を外委託する動機がコスト削減や職員で対応できない部分への対策であることは隠されることもなく、むしろ民間委託を進めることで「サービス」の質が向上し地域経済の活性化に繋が

るという積極的な施策としての「官から民へ」を国を挙げて取り組んでいるということだろう。その意味では、協同労働の協同組合という仕組みに合った新しい仕事の分野が可能性が爆発的に拡大する可能性も大いにある。

労働者協同組合はこの20年間、公園の草刈や清掃などの業務委託を通じて多くの自治体との関係を培ってきた。しかし、現在の(新自由主義的改革とも呼んでいい)行財政改革の中では、多くの仕事はその質や人間的な関係と関わりなく市場の競争システムに組み込まれ、働く者にとっても地域の市民にとっても不幸を生み出すような状況も生まれている。これらの経験を踏まえて、新しい委託システムの問題について、そして公共サービスの新しいあり方について労協の側から提案をしていくべき時期に来ているのではないだろうか。

委託 受託、または自治体(オーナー) 労協(業者)のタテの関係の枠を超えて、自治体と労協が協同事業としてその仕事(住民サービス)をよいものとし、またその評価や運営の中に利用者(住民)も参加する、という枠組みをつくる提案である。また、そこでの労働を本当に地域の市民の生活を支え、豊かにすることにふさわしいものにする提案である。

多くの自治体で「自治体・市民との協働」というスローガンが掲げられている。しかしその内容は従来型の「委託」や「住民参加のまちづくり」と何が違っているのかはほとんどの場合不明である。現在のような「切り売り」的な公共サービスの委託化が続いていくと、結局旧来の委託事業が迎ったのと同じ道を行くことになるかも知れない。

そうならないためにも、公共的なサービスを受託する場合の一定の枠組みやルールを研究し示していく必要があるように思う。内外の先進的な事例に学び、自らの政策を作るための研究会を労協の組合員が参加し、研究者、自治体職員、市民グループ、市民事業者などの意見も仰ぎながら、一定の方向性をつくりだしたい。

2. この研究会のテーマ

いま、公共サービスを巡ってどのような問題がおきているのか？とりわけ委託・外部化に関わって何が問題とされているのか？

公共サービスに関わる各セクターが何を考え、何を行っているか？

労協が公共サービスの担い手となり、「新しい公共サービス」を発展させるための条件は何か？

特に「協同労働の協同組合」たるワーカーズコープが関わる公共サービスの労働をどう考えるか？

1,2ヶ月に1度の割合で継続的に開催していく予定です。(次回予定は2004年1月30日(土)13:00~「学童保育の民間委託をめぐる(仮)」お問い合わせは協同総研 03-5963-5355まで)

協同総研・菊地 謙